

# 平成29年度行政評価実施要領

## 1 趣旨

この要領は、行政評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成29年度行政評価の実施に関し必要な事項を定める。

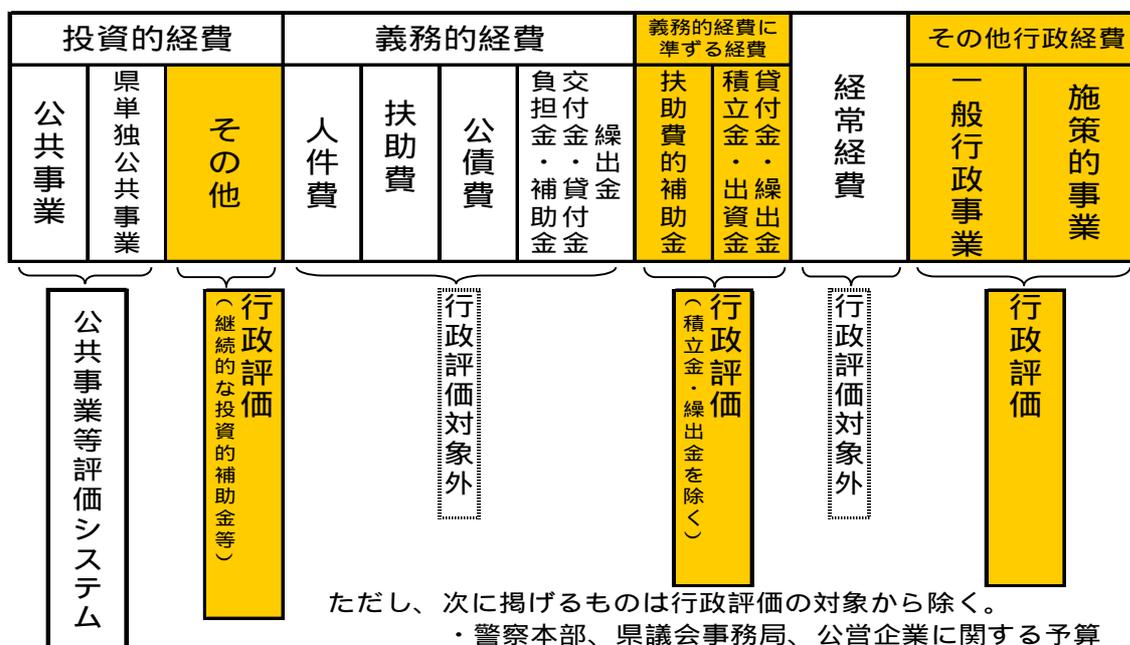
## 2 評価の対象

評価の対象は、平成29年度当初予算に計上された事業のうち、別に総合政策部が指定する事務事業等とする。ただし、次に掲げる事務事業（経費）を除く。

また、公共施設については、総務部が指定するものとする。

- ・ 警察本部、県議会事務局、公営企業に関する予算
- ・ 公共事業、県単独公共事業
- ・ その他の投資的経費のうち、施設、庁舎等の整備事業やこれに類する事業
- ・ 人件費、扶助費、公債費、交付金などの義務的経費
- ・ 繰出金、積立金
- ・ 経常経費
- ・ 国庫委託事業、受託事業
- ・ 試験研究機関で行う研究事業
- ・ 施設、庁舎等の維持管理経費
- ・ 臨時的事業

（行政評価の対象のイメージ）



### 3 評価の内容

#### (1) 第1次評価

##### 事務事業の選定

「2 評価の対象」で指定する事務事業の中から、各部局が自主的に選定する。

##### 評価の実施

で選定した事務事業について、担当課室が評価調書を作成し、各部局において、第1次評価を実施する。

#### (2) 外部評価

##### 事務事業等の選定

総合政策部及び総務部が対象分野を特定し、山梨県行政評価アドバイザー会議（以下、「アドバイザー会議」という。）が選定する。

##### 対象分野

平成29年度の対象分野は、「県単独事業のうち予算額500万円以上の事業」及び「県単独事業のうち予算額100万円以上で事業創設から10年以上経過した事業」とする。このほか、公共施設のうち、「すべての指定管理施設及び直営施設」とする。

##### 評価の実施

担当課室による第1次評価後、アドバイザー会議による評価を実施する。

なお、アドバイザー会議による評価は公開する。

#### (3) 第2次評価

アドバイザー会議による意見等を踏まえながら、各部局において、第2次評価を実施する。

### 4 評価の時点

評価は、原則として平成29年3月末現在の実施状況等を基に行う。

なお、第1次評価に当たっては、必要に応じ、平成29年度上半期の実績等を勘案する。

### 5 評価の単位

評価は、それぞれの事業の目的や成果を十分に検証できるよう、原則として細事業単位で行う。ただし、公共施設については、施設単位で行うものとする。

### 6 評価の調書及びスケジュール

具体的な評価調書の作成や評価スケジュールは、次のとおりとする。

#### (1) 評価調書の作成

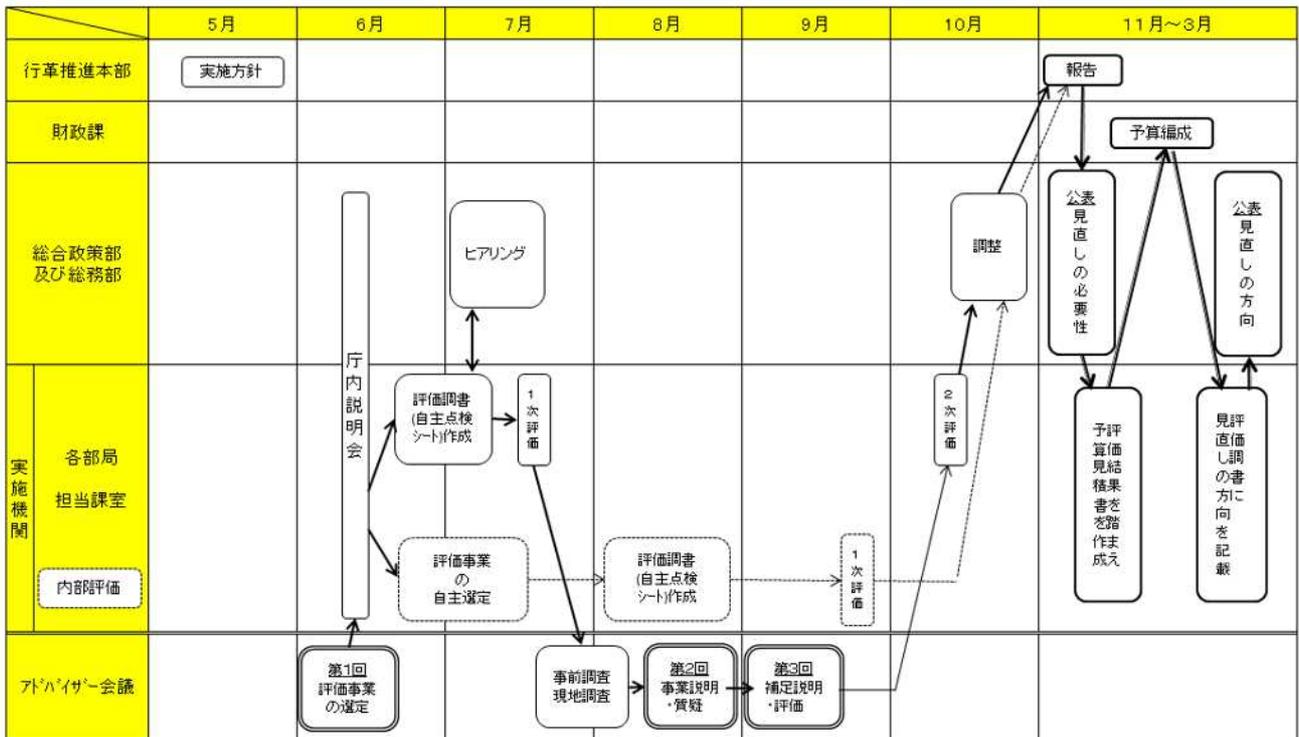
評価調書は、別添の様式1-1（内部評価用）、様式1-2（外部評価用）（以下「自主点検シート」という。）及び様式2（以下「附属資料」という。）とし、担当課室が作成する。なお、評価調書の作成手順は、次のとおりとする。

評価する事務事業等ごとに自主点検シートを作成する。

外部評価に係る事務事業については、に加えて附属資料を作成する。

#### (2) 評価スケジュール

概ね次のスケジュールによるものとし、細部の日程等については、別途通知する。



### 自主点検シートの作成

担当課室は、「(1) 評価調書の作成」により、自主点検シートを作成する。

総合政策部及び総務部による打合せ

総合政策部及び総務部は、担当課室による評価調書作成後、外部評価に係る事務事業等について必要な支援を行う。

### 第1次評価

各部署局長は、担当課室が作成する評価調書に基づき第1次評価を行い、総合政策部長及び総務部長へ提出する。

内部評価に係る事務事業については、総合政策部長は、必要に応じて調整を行い、行政改革推進本部へ報告する。

### アドバイザー会議による評価

外部評価に係る事務事業等については、第1次評価後、アドバイザー会議による評価を行う。

### 第2次評価

各部署局長は、アドバイザー会議の意見等を踏まえ、第2次評価を行い、総合政策部長及び総務部長へ提出する。

総合政策部長及び総務部長は、必要に応じて調整を行い、行政改革推進本部へ報告する。

### 予算編成

各部署は、評価結果を踏まえ、平成30年度当初予算見積書を作成する。

### 評価結果の公表

評価の結果及び予算編成の結果について、県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターへ備え付け、公表する。

7 予算編成との連携

評価結果に基づいて事務事業等の積極的な見直しを進め、平成29年度予算に反映する。

8 実施に係る細目

この要領に定めるもののほか、必要な事項は総合政策部長及び総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月31日から施行する。